

令和7年2月

お客さま各位

須賀川信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素より須賀川信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを行うこととしましたので、お知らせします。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

内容	概要・備考	実施日
当座預金の新規開設の停止	当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。決済用資金をお預入れいただく場合は、「決済用普通預金」または「普通預金」のご利用をお願いします。 なお、すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。	令和7年4月1日
手形帳・小切手帳の発行受付の終了	当座預金口座をお持ちのすべてのお客様を対象に、実施日をもって手形帳・小切手帳の発行受付を終了します。 令和8年4月1日（水）以降、手元に残った手形・小切手は継続して利用可能です。	令和8年3月31日
令和9年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	令和9年4月以降を期日とする手形等（先日付小切手を含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。 該当の手形等をお持ちのお客さまは、令和7年3月31日（月）までにお取引店にお持込みください。	令和7年4月1日

2. 手形・小切手の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管に係る事務負担の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。代替手段として、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

以上

地域をつなぎ、地域と共に歩む

